

国立大学法人大阪大学管理職の範囲等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学教職員給与規程第25条第2項及び第6項、国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程第13条第2項及び第6項、国立大学法人大阪大学新年俸制教職員給与規程第22条第2項及び第6項、国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程第24条第2項及び第6項、国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程第14条第2項及び第6項並びに国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程第21条第2項及び第6項の規定に基づき、管理職の範囲等について定めることを目的とする。

(管理職の範囲等)

第2条 管理職の範囲及び当該管理職に係る職責区分は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、複数の管理職を兼ねる者については、管理職手当の額の最も大きい職責区分を適用するものとする。

2 別表第1に定める管理職の範囲及び当該管理職に係る職責区分は、組織再編等のほか、大学の財務状況等を勘案し、変更を行うことがある。

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年9月15日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正に伴い、任期の途中において、管理職手当を支給されなくなる者又はその支給割合が下がる者については、当該任期が満了するまでの間、従前の例により管理職手当を支給するものとする。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正に伴い、任期の途中において、管理職手当を支給されなくなる者又はその支給割合が下がる者については、当該任期が満了するまでの間、従前の例により管理職手当を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正に伴い、任期の途中において管理職手当の支給割合が下がる者については、当該任期が満了するまでの間、従前の例により管理職手当を支給するものとする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1における部門長及び室長に係る改正については平成23年12月26日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年10月26日から施行し、平成27年8月31日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年7月25日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年5月19日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月7日から施行し、令和元年7月1日から適用する。ただし、別表第1中、総長特命補佐及び副理事の項を削り、総長補佐の項を加える改正規定は令和元年8月26日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年9月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1

職種	職責区分	職種	職責区分
副学長	Ⅱ種	医学部附属病院長	Ⅲ種
総長参与	Ⅱ種	歯学部附属病院長	Ⅲ種
総長補佐	Ⅳ～Ⅵ種	核物理研究センター長	Ⅲ種
評議員	Ⅴ種	サイバーメディアセンター長	Ⅲ種
法務室長	Ⅳ種	世界最先端研究機構免疫学フロンティア研究センター拠点長	Ⅲ種
学部長（文学部長及び外国語学部長を除く）	Ⅱ種	世界最先端研究機構量子情報・量子生命研究センター長	Ⅲ種
大学院人文学研究科長	Ⅲ種	国際教育交流センター長	Ⅴ種
文学部長	Ⅲ種	放射線科学基盤機構長	Ⅴ種
大学院人間科学研究科長	Ⅲ種	全学教育推進機構長	Ⅱ種
外国語学部長	Ⅲ種	全学教育推進機構部長	Ⅵ種
大学院法学研究科長	Ⅲ種	超高压電子顕微鏡センター長	Ⅵ種
大学院経済学研究科長	Ⅲ種	生物工学国際交流センター長	Ⅴ種
大学院理学研究科長	Ⅲ種	総合学術博物館長	Ⅴ種
大学院医学系研究科長	Ⅲ種	低温センター長	Ⅵ種
大学院歯学研究科長	Ⅲ種	環境安全研究管理センター長	Ⅵ種
大学院薬学研究科長	Ⅲ種	キャンパスライフ健康支援センター長	Ⅵ種
大学院工学研究科長	Ⅲ種	科学機器リノベーション・工作支援センター長	Ⅵ種
大学院基礎工学研究科長	Ⅲ種	日本語日本文化教育センター長	Ⅳ種
大学院国際公共政策研究科長	Ⅲ種	COデザインセンター長	Ⅴ種
大学院情報科学研究科長	Ⅲ種	副部長【大学が認めた者】	Ⅴ種
大学院生命機能研究科長	Ⅲ種	上席部長	Ⅱ種
大学院高等司法研究科長	Ⅲ種	特命部長	Ⅱ種

大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所長	Ⅲ種	部長【別表第2に該当する者】	Ⅱ種
微生物病研究所長	Ⅲ種	課長、室長及び事務長【別表第3に該当する者】	Ⅲ種
産業科学研究所長	Ⅲ種	薬剤部長	Ⅳ種
蛋白質研究所長	Ⅲ種	医療技術部長	Ⅳ種
社会経済研究所長	Ⅲ種	看護部長【医学部附属病院に所属する者】	Ⅱ種
接合科学研究所長	Ⅲ種	看護部長【歯学部附属病院に所属する者】	Ⅲ種
レーザー科学研究所長	Ⅲ種	副看護部長【医学部附属病院に所属する者】	Ⅳ種

別表第2

職種
本部事務機構の各部長
監査室長
本部事務機構の各次長
附属図書館事務部長
医学系研究科事務部長
歯学研究科事務部長
工学研究科事務部長
産業科学研究所事務部長
医学部附属病院事務部長

別表第3

職種
本部事務機構の各課長及び各室長(監査室長を除く)
人文学研究科豊中事務長
人文学研究科箕面事務長
人間科学研究科事務長
法学研究科・高等司法研究科事務長
経済学研究科・国際公共政策研究科事務長
理学研究科事務長
医学系研究科の各課長及び保健学事務室長
医学部附属病院の各課長
歯学研究科の各課長
薬学研究科事務長
工学研究科の各課長及び大学院工学研究科技術部の技術主監
基礎工学研究科事務長
情報科学研究科事務長
生命機能研究科事務長
附属図書館の各課長
微生物病研究所事務長
産業科学研究所の各課長及び技術室長
蛋白質研究所事務長
社会経済研究所事務長
接合科学研究所事務長
レーザー科学研究所事務長
核物理研究センター事務長
免疫学フロンティア研究センター事務室長
全学教育推進機構等事務長